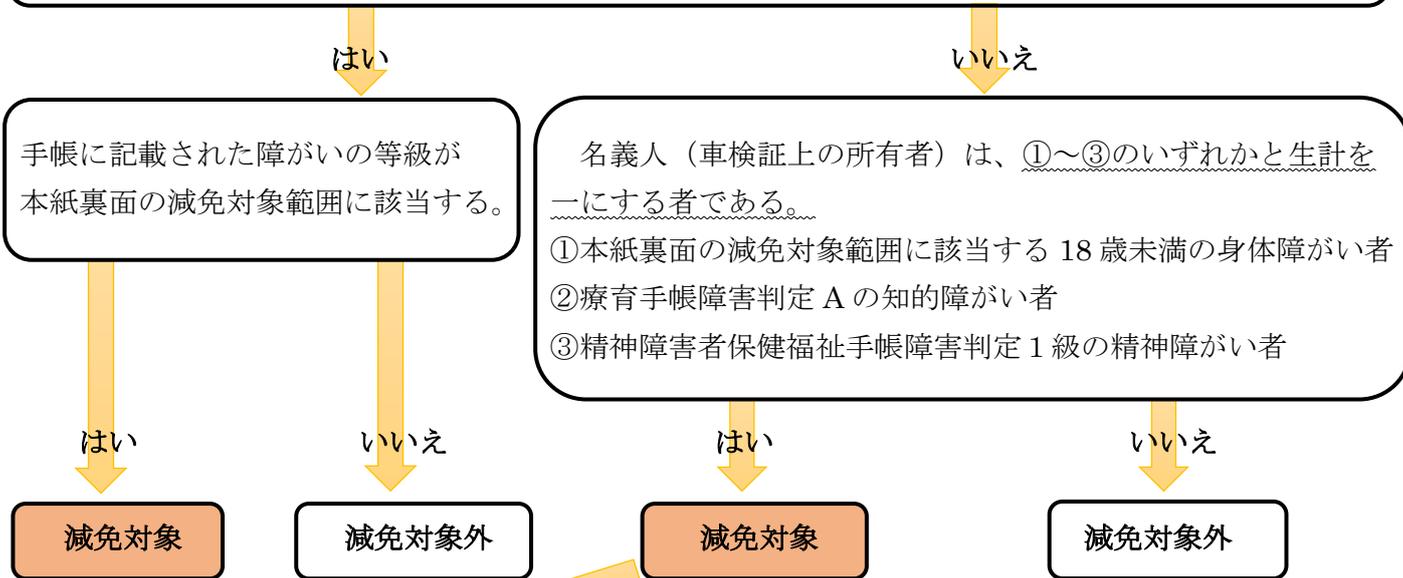


令和6年度 身体障がい者等の軽自動車税（種別割）減免制度について

○減免要件 次の図を参考に、車両が減免対象であるかどうかご確認ください。

減免を受けようとする軽自動車等の名義人（車検証上の所有者）（*4）は、令和6年4月1日時点で、身体障害者／療育／精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者である。



※減免対象の場合でも、注意事項を必ずお読みください。

【注意事項】

- *1.身体障がい者等のために使用（通学・通院など）される軽自動車に限ります。
- *2.施設入所・長期入院の場合は使用目的が「帰省」となります。
継続して月一回以上、減免を受けている軽自動車に乗用し、自宅へ帰省することが要件です。
- *3.運転者が障がい者本人あるいは本人以外かどうかで、減免の範囲が異なります。（本紙裏面参照）
- *4.減免は、軽自動車・自動車をあわせ1人1台のみとなります。※事業用車両・小型特殊自動車は、対象外です。
- *5.ローンで購入し所有者が法人である場合は、使用者が障がい者本人であることが要件となります。
- *6.構造が身体障がい者や精神障がい者のために改造してある場合は減免の条件が異なります。
- *7.運転者が同居の家族でない場合は、常時介護証明書が必要です。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 … 市福祉支援課にて交付
- ・戦傷病者手帳をお持ちの方 … 県福祉政策課にて交付

○申請方法

申請期限	令和6年5月24日（金） 厳守 ※条例により、期限を過ぎた場合は申請を受理できませんのでご注意ください。
必要書類	■車検証 ■運転者の運転免許証 ■令和6年度軽自動車税（種別割）の納税通知書 ■身体障害者（療育・精神障害者保健福祉・戦傷病者）手帳 （令和6年4月1日時点で交付済みのもの） ■車両所有者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード など） ■車両所有者の身分確認書類（免許証、保険証 など ※マイナンバーカード持参の場合は不要） ■新規減免申請書（様式は窓口へ備え付けてあります。）
窓口	税務課（24-6302）または各総合支所市民サービス課まで申請・お問い合わせください。

～ 減 免 対 象 範 囲 一 覧 ～

障害の区分		障がい者本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各級	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級		2級及び3級	
平衡機能障害		3級		3級	
音声機能障害 (喉頭摘出者に限る)		3級	特別項症から第2項症までの各級	/	/
肢体不自由	上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各級	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各級
	下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各級
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く)	/	1級及び2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く)
移動機能		1級から6級までの各級	1級から3級までの各級(3級の場合、一下肢のみの運動機能障害を除く)		
心臓機能障害	じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各級
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害					
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	/	1級から3級までの各級	/	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各級	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各級	
知的障害	児童相談所又は福祉相談センターで重度の知的障害者と判定され、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方。				
精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者と判定され、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方。				

【ご注意】

- * 三・四輪以外の車両の減免は、障がい者本人運転の場合に限ります。
- * 「身体に複数の障害を有する方」の場合は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障害の区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。